

ADRの現場から

160

## 不動産会社が知つておくべき トラブル解決ノウハウ

低廉・柔軟性をもったトラブル解決が可能になるか、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(二)では、地域で活動する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

ADRは、第三者である調停人が話し合いに同席をし、専門家としての見解を聞かせてくれることもあるため、互いの主張や考え、価値観が食い違つてしまい、話し合いが平行線をたどつてしまつて、入ってきてしまい、フローリングを交換することになつてしまひました。そして、この費用約100万円を賃貸オーナーから請求されてしまいまい、その結果を元にした見解でした。

も参考にすることができます。今回も、日本不動産仲裁機構に寄せられたトラブル相談事例を紹介します。まずは、賃貸住宅においては、A氏が困惑しているのは、水の逆流が自分自身に責任があるのか、どうことです。A氏は、排水溝に関する専門家に逆流の原因を調査しても

## 資格・総合

## 専門家の客観的な見解が聞ける②

●法務大臣認証ADR問題  
日本不動産仲裁機構 電話  
03(35524)8013  
※調停が体験できる「ローラップレイ研修」を定期的に実施しています。

物件の管理会社の担当者が現入居者に交渉をしているのですが、いつが明かないので、このまま交渉をさせておいてよいものか不安になつていま  
す。C氏は、この件が何らかの法律に違反していないのか、賃貸契約に詳しい専門家に介入してもらい、その見解と共に、現入居者と交渉が

で気に入った物件（入居中、  
退去予定）があり、この物件を  
押さえるために手続きを行  
い、家賃保証会社の審査まで  
完了しました。しかし、引  
越し先物件の管理会社から不  
動産仲介会社を通じて、退住  
予定であった現居住人が突如  
翻意し、退去しないとの主張  
を行い始めましたとの連絡が  
ありました。現居住人の主張の  
概要は、口頭では退去する  
といつたが、書面では取り柰  
わしていないので無効との一  
とでした。

## 日本不動產仲裁機構

らい、その調査結果を踏まえて、賃貸オーナーと話し合いがしたいと考えていました。

二つ目は、原因不明の天井からの水漏れで、被害を被ってしまったB氏です。B氏の住むマンションで天井からの水漏れがあり、管理会社に連絡したのです。

そこで気に入った物件（入居中、退去予定）があり、この物件を押さえるために手続きを行ったところ、引っ越し料金を支払ったのに、家賃保証会社の審査まで完了しました。

しかし、引越し先の先物件の管理会社から不動産仲介会社を通じて、退去しないとの主張をされました。現居住人の主張を翻意し、退去しないとの主張を行い始めましたとの連絡がありましたが、現居住人の主張の概要は、口頭では退去するといったが、書面では取り合